

○ 理由の提示等

<p>26-35</p>	<p>答申26（行個）8 「本人に係る税務調査関係書類の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由提示の不備について、処分庁の判断の合理性の程度を担保してその恣意を抑制するとともに処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるという理由提示制度の目的を著しく損なうものとなっているとし、原処分を取り消すべきとした例 	<p>2 別紙3の3の保有個人情報の保有の有無及び理由提示について (略)</p> <p>(2) 理由提示について</p> <p>ア ところで、別紙3の3の保有個人情報について、原処分では法14条7号イに該当することを理由に不開示決定を行っていたが、諮問庁は、理由説明書において本来であれば法18条2項により不存在を理由とする不開示決定をすべきであったとしている。上記(1)の経過からすれば、不開示決定は不存在を理由とするものであったことは明らかであり、別紙3の3の保有個人情報に関する原処分の理由提示は適切なものではなかった。</p> <p>開示請求に係る保有個人情報の一部または全部を開示しないときには法18条1項及び2項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由提示の制度は、処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てなどに便宜を与える趣旨から設けられているものである。理由提示が不十分な場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。</p> <p>当審査会のこれまでの答申でも、理由提示が不十分な場合は原処分を取り消すべきとしているが、理由提示の不備の程度などを考慮して、違法として取り消すべきとまではしていない例もある。そこで、以下、本件の事情を検討する。</p> <p>イ 原処分では、本件対象保有個人情報（別紙3に掲げる文書に記載された保有個人情報）全てについて不開示の決定をしている。理由説明書では、このうち、別紙3の5、8、9、10及び11の全部、1、2、4、6及び7の大部分並びに12の一部を開示すべきとしている。（別紙4）</p> <p>そもそも本件対象保有個人情報は、審査請求人自身が提出した確定申告書やその内容の一部を記載したものであり、基本的に審査請求人が承知している情報であるから、これら全てを不開示としたのは安易な対応といわざるを得ない。これに加えて、別紙3の3に掲げる文書については不存在と認識していたにもかかわらず、他の情報と同様法14条7号イを理由として不開示としており、原処分は、全体として慎重さと公正妥当さを欠くものといわざるを得ない。</p> <p>そして、別紙3の3の保有個人情報について、不存在</p>
--------------	---	--

を理由として不開示決定をするのであれば、別紙3の3に掲げる文書を作成又は取得していないのか、あるいは、作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、存在しないことの要因についても理由提示することが求められる。この点について十分な検討がされていれば、原処分をする以前の段階で特定税務署Aが別紙3の3に掲げる文書の写しを保有していたことが判明したはずである。

特定税務署Aに写しがあると分かったならば、開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずることを定めた法47条1項の趣旨や開示請求の対象となる保有個人情報を保有していない場合、開示請求者に対し、その旨及び保有している開示請求先を教示することとしている諮問庁の個人情報保護関係事務の取扱要領からすれば、当然、審査請求人に特定税務署Aに写しがあることを教示するべきであり、審査請求人はその時点で特定税務署Aに開示請求することが可能となったはずである。そして、別紙3の3に掲げる文書は審査請求人が提出した確定申告書であり、同種の情報である別紙3の1及び2に掲げる文書に記載された保有個人情報について諮問庁が一部開示すべきとしていることからしても、別紙3の3の保有個人情報は一部開示されるべきであった。

しかし、別紙3の3の保有個人情報について、誤った理由が安易に提示がされた結果、審査請求人は審査請求をするに当たっては法14条7号イ該当性を争わざるを得ず、次に、理由説明書で不存在の主張がされたことでそれに反論するしかなく、さらに、当審査会への諮問以降に特定税務署Aに写しがあると分かって、改めて開示請求することを余儀なくされようとしている。

ウ 以上の点を踏まえると、別紙3の3の保有個人情報に関する理由提示の不備は、処分庁が慎重さを欠いて不存在の理由を挙げなかったため、不存在の経緯の説明を怠ることになり、そのために写しの存在を認識することができず、審査請求人に写しの請求について教示する機会を失した上、審査請求人に対し、不服申立てに関し、適時に適切な主張をする機会を奪ったものである。すなわち、処分庁の判断の慎重さ及び合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与えるという理由提示制度の目的を著しく損なうものとなっている。したがって、別紙3の3の保有個人情報に係る不開示処分に関する理由提示は違法であり、取消しを免れない。

(略)

		<p>(1) 法に基づく開示請求に対する処分においては、原則として、対象保有個人情報記録されている文書の文書名を客観的に他から識別できるように特定して記載すべきである。原処分においては、処分庁が特定した対象保有個人情報に係る文書名を記載せず、請求保有個人情報をそのまま記載しており、このことが理由提示の不備の一因となつたと考えられる。今後は処分に当たって対象保有個人情報が記録された文書の文書名を適切に記載することが望まれる。</p> <p>(2) 別紙3の3に掲げる文書の不開示処分について、理由提示の違法を理由として取り消した場合、処分庁が別紙3の3に掲げる文書を入手しなければ、不存在を理由とする不開示処分がなされる可能性が残り、審査請求人が別紙3の3の保有個人情報の開示を受けるためには、改めて特定税務署Aに開示請求をすることが必要となる。</p> <p>しかし、理由提示過程の不備によって本来原処分に先立ってなされるべきであった請求先に関する教示がなされなかったことなど、本件の特殊な経過に照らせば、審査請求人に再度の開示請求を行う負担を課すべきではない。</p> <p>そこで、審査請求人に対する実効的な権利救済の観点から、処分庁に対し、決定の一部取消しに先立って、特定税務署Aから別紙3の3の写しを入手して、これを対象文書として特定するよう要望する。</p> <p>なお、この場合、開示請求時に処分庁において保有していなかった行政文書に記載された保有個人情報について開示決定等を行うこととなるが、別紙3の3に掲げる文書については、処分庁が保有していなかったことを除けば、明らかに本件対象保有個人情報に該当するものであること、事務処理上必要な場合には税務署間で引き継がれることがあり、こうした取扱いが行われていれば、本件対象保有個人情報についても処分庁が保有していた可能性があつたこと、保有先について審査請求人に対してされるべき教示がなかったこと、開示請求を再審査するに当たり、処分庁は審査請求の裁決の趣旨に従って行動する義務を負うことなどの事情を踏まえれば、例外的に付言に基づき、これを対象として開示決定等を行うことは法の許容するところと解される(当審査会平成23年度(行情)答申第419号参照)。</p>
29-31	<p>答申29(独個)43 「本人に関する個人情報とその入手経路」の不開示決定(存否応答拒否)に関する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 存否応答拒否とする 	<p>2 理由の提示について (略)</p> <p>(2) 当審査会において原処分の法人文書不開示決定通知書を確認したところ、「開示をしないこととした理由」欄には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第17条に該当するため」と記載されているのみであつて、開示請求に係る保有個人情報について、その存否を明らか</p>

	<p>不開示決定通知書の「開示をしないこととした理由」欄に、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第17条に該当するため」とのみ記載され、存否応答拒否すべき不開示情報がどのような情報であり、法14条各号のいずれの不開示事由に該当するのかといった内容の記載が皆無であったことから、理由の提示の要件を欠くとして、法18条2項の趣旨及び行政手続法8条に照らし違法と判断した例</p>	<p>にしないで開示請求を拒否する具体的理由、すなわち、その存否を答えるだけで開示することとなる不開示情報がどのような情報であり、法14条各号のいずれの不開示事由に該当するかといった内容の記載は皆無である。</p> <p>(3) このような原処分は、開示請求者（審査請求人）にとっては、どのような理由によって開示請求を拒否されたのかを了知できず、法に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法18条2項の趣旨及び行政手続法8条に照らして違法であるので、原処分は取り消すべきである。</p>
2-14	<p>答申2（独個）5 「本人に係るハラスメント相談等に関する文書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 原処分は、不開示部分とその理由が形式的・外形的には一応明確であるものの、本件対象保有個人情報及びその不開示部分についての明確な区分や特定をしておらず、また、これらについて、審査請求人が正確に了知できるように審査請求人に対して適正な明示を行わなかったものといわざるを得ないことから、原処分は相当とは認められず、改めて不開示情報該当性を検討し、開示決定等をすべきとした例 	<p>2 原処分の妥当性について</p> <p>当審査会において、本件対象保有個人情報記録された文書を見分したところ、複数の文書に記録された複数の対象保有個人情報が含まれていると認められる。</p> <p>本件開示決定通知書及び理由説明書における不開示理由の記載は上記第3の2（2）のとおりであり、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、個々の不開示部分に係る不開示情報該当性について確認させたが、諮問庁からは具体的な説明を得ることができなかった。</p> <p>そうすると、原処分は、不開示部分とその理由が形式的・外形的には一応明確であるものの、本件対象保有個人情報及びその不開示部分についての明確な区分や特定をしておらず、また、これらについて、審査請求人が正確に了知できるように審査請求人に対して適正な明示を行わなかったものといわざるを得ない。このことは、そもそも処分庁は、原処分において、個々の情報の不開示部分の検討を十分しないままに本件対象保有個人情報及び不開示部分を特定したのではないかといった疑問すら生じさせるものである。</p> <p>このような状況からすれば、原処分は相当とは認められず、改めて不開示情報該当性を検討し、開示決定等をすべきである。</p>

<p>3-17</p>	<p>答申3（行個）21 「本人に対する療養補償給付等の支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示決定通知書において、請求された保有個人情報が記録されている文書として保有していない文書を記載するなど、保有個人情報の特定に関して不正確な記載が見られたことから、法18条1項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので取り消すべきであると判断した例 	<p>3 原処分の妥当性について</p> <p>(1) 以上を踏まえ、原処分の妥当性について検討する。</p> <p>ア 処分庁は、原処分において、本件文書(3)のうち「画像診断所見書類一式」及び本件文書(4)のうち「画像一式」(以下「本件不存在文書」という。)を「開示する保有個人情報」として特定し、かつ、「不開示とした部分及びその理由」に本件不存在文書につき何も記載しなかった。しかし、上記2(4)のとおり、京都労働局は、本件不存在文書を保有していない。そうすると、処分庁は、原処分において、保有していない本件不存在文書を「開示する」旨の決定を行ったものである。</p> <p>イ 原処分については、このほか、上記2(2)のとおり、本件文書(1)ないし(4)の記載に重複があり、また、具体的に特定された文書1ないし15との対応関係が、文書名等を照合してもなお明らかではない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 原処分については、全体として、上記(1)のとおり、本件開示請求に対して特定した保有個人情報を正確に記載しておらず、また、実際に特定した保有個人情報との対応関係も不明確である(注)。これにより、原処分は、開示請求者において、どのような文書をどのような根拠をもって不開示としたかを了知し得るものではなく、理由の提示の要件を欠くものといわざるを得ない。</p> <p>(注) 諮問庁も、理由説明書においてこれらの点を正しく整理していない。</p> <p>(4) したがって、原処分は、理由の提示の要件を欠き、法18条1項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法なものであるから、これを取り消し、改めて開示決定等すべきである。</p> <p>(略)</p> <p>5 付言</p> <p>法に基づく開示請求に対する処分においては、特定した保有個人情報が記録されている文書名を具体的、かつ、正確に記載すべきである。原処分の問題点は、処分庁が、本件開示決定通知書の「開示する保有個人情報」に漫然と本件開示請求書の記載を引き写し、「不開示とした部分とその理由」に正確な記載を行わなかったことに起因している。処分庁においては、今後、法及び行政手続法の規定を踏まえ、適切な法の運用に努めることが求められる。</p>
-------------	---	---